



議案第七十三号

三朝町公営企業の管理者の設置に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町公営企業の管理者の設置に関する条例の一部を改正することについて、
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議
決を求める。

昭和五十一年六月二十六日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五十年六月廿六日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町公営企業の管理者の設置に関する条例の一部を改正する条例

三朝町公営企業の管理者の設置に関する条例（昭和五十一年三朝町条例第十六号）の一部を次のように改正する。

題名中「管理者の設置」の下に「及び組織」を加える。

本則を第一条とし、第一条に次の見出しを附する。

（管理者の設置）

第一条の次に次の二条を加える。

（組織）

第二条 地方公営企業法第十四条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理する

ため企業局を設ける。

2 企業局に次の事業所を置く。

一 水道事業 水道課

二 国民宿舎事業 国民宿舎三朝温泉会館

（管理者の職名）

第三条 管理者は、企業局長とする。

附 則

この条例は、昭和五十一年七月一日から施行する。

